

．計画の基本

1．計画策定の趣旨

本計画は、母子及び寡婦福祉法第 12 条に基づく「母子家庭及び寡婦自立促進計画」とし、国の「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」を受けて、「きめ細かな福祉サービスの充実」と「自立の支援」等による母子家庭等（父子家庭、寡婦家庭を含む）の自立促進を図ることを目指します。

2．期 間

平成 21 年度～平成 25 年度までの 5 年間とします。

なお、母子家庭等に関する法改正や社会状況の変動等により、必要に応じて計画の見直しを行います。

3．対 象

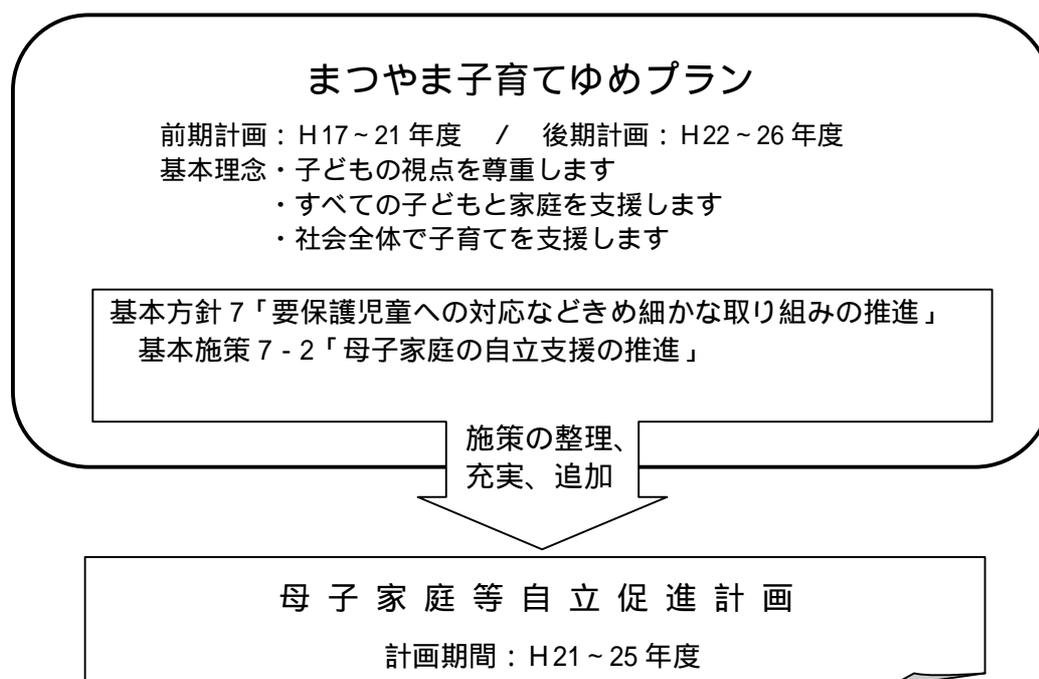
母子家庭等を本計画の対象とします。

用語の説明

「母子家庭等」	母子家庭、父子家庭及び寡婦家庭
「母子家庭」	20 歳未満の児童を扶養している配偶者のない女子と子どもからなる家庭（事実上婚姻関係にある場合は除く）
「父子家庭」	20 歳未満の児童を扶養している配偶者のない男子と子どもからなる家庭（事実上婚姻関係にある場合は除く）
「寡婦家庭」	配偶者のない女子であって、かつて母子家庭の母として 20 歳未満の児童を扶養していたことのある者又はその者と子どもの家庭
「ひとり親家庭」	母子家庭及び父子家庭

4 . 計画の位置づけ

本計画は、松山市次世代育成支援行動計画「まつやま子育てゆめプラン」と整合性を取りながら、同計画の基本方針7の「要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進」に位置づけられている基本施策7-2「母子家庭の自立支援の推進」を補完するものです。



5 . 進行管理

本計画は、本市の関係部署と関係機関及び関係団体が連携を深めながら施策の推進に取り組めます。また、本計画については、松山市社会福祉審議会児童福祉分科会において進捗状況の管理・評価を行い毎年定期的に公表します。